

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の手引き ＜第2版＞

- この手引きは、中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき、中小事業者等がファイナンス・リース取引により設備を導入した場合に適用が受けられる「固定資産税特例措置」に関する解説及び手続き、参考資料を掲載しています。
- 中小事業者等がファイナンス・リース取引で一定の機械及び装置、器具及び備品等を導入した場合は、リース会社が固定資産税の特例措置（固定資産税の軽減）を受け、固定資産税の軽減分をリース料から差し引くことにより、中小事業者等に対して固定資産税軽減分を還元します。
- リース会社は、中小事業者等（リースユーザー）に対して、リース料から固定資産税の軽減分を差し引いたことを示す「固定資産税軽減計算書」を交付します。
- 当協会は、リース会社から「固定資産税軽減計算書」の提出を受けて、固定資産税の軽減分がリース料の計算に反映されているか調査し、その結果をリース会社に対して通知（※）するとともに、調査結果を計数的に分析します。
（※）調査の結果、固定資産税の軽減分がリース料の計算に反映されている場合は、「固定資産税軽減計算書」に確認印を押印します。
- 2017年度税制改正により、機械・装置に加えて、器具・備品等も特例措置の対象となりました（器具・備品等は一部地域において対象業種限定）。
- この手引き（第2版）は、2017年4月1日現在の法令等に基づき作成しています。法令の改正等により、改訂する場合がありますので、最新版の手引きを確認してください。
- 本手引きの著作権は当協会に帰属します。無断利用・無断転載・当協会ホームページに掲載した本資料の無断リンクを禁止します。

＜固定資産税特例措置【改正後】のポイント＞

- ◆適用期間：2019年3月31日まで
- ◆対象企業：租税特別措置法に定める中小事業者等（資本金1億円超の大規模法人の子会社等を除く。）
 - ①常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
 - ②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ③資本若しくは出資を有しない法人は、常時使用する従業員の数1,000人以下の法人
- ◆対象設備：認定経営力向上計画に基づきファイナンス・リース取引または取得により導入した一定の機械・装置、器具・備品、測定工具・検査工具、建物附属設備
※器具・備品、測定工具・検査工具、建物附属設備は一部地域において対象業種限定
- ◆措置内容：新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、対象設備に係る固定資産税の課税標準を2分の1の額とする。
※ファイナンス・リース取引の場合は、固定資産税軽減分をユーザーに提示するリース料に反映し、リース会社が軽減された固定資産税を申告・納付する。

2017年6月7日
公益社団法人リース事業協会

<目次>

「中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の手引き」(第2版)の主な改訂項目	1 頁
中小企業等経営強化法について(解説・手続き)	3 頁
参考資料1: 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領	12 頁
様式第1 固定資産税軽減計算書	15 頁
様式第2-1 事前届出書(会員会社用)	16 頁
様式第2-2 変更届出書(会員会社用)	17 頁
様式第3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書(会員会社用)	18 頁
様式第3-2 軽減計算書の調査及び確認申請書(非会員会社用)	19 頁
様式第4 軽減計算書の調査及び確認記録簿(公益社団法人リース事業協会)	21 頁
参考資料2 固定資産税特例措置のQ&A(2017年6月7日現在)	22 頁
参考資料3 固定資産税計算シート、固定資産税計算シート(複数物件用)	30 頁
参考資料4 固定資産税特例措置の対象地域・対象業種確認シート	32 頁

*第2版では、中小企業等の経営強化に関する基本方針、事業分野別指針、経営力向上に関する命令(経営力向上計画の認定申請書等)、関係法令の掲載を省略しました。これらについては、中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>)を参照してください。

本手引きの内容に関するお問い合わせ先

公益社団法人リース事業協会

軽減計算書調査担当 電話番号: 03-3595-1501

「中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の手引き」（第2版）の主な改訂項目

- 第2版の主な改訂項目は以下のとおりとなります。固定資産税軽減計算書に係る各種事務手続きの基本的な流れに変更はありません。

1. 中小事業者等の認定申請に必要な書類【7頁】

- 従来は、「固定資産税軽減計算書」と「工業会証明書」は「原本」が必要とされていましたが、これらの「写し」とされました（※）。

（※）中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援活用の手引き」（2017年4月7日版）

2. 固定資産税軽減計算書（様式第1）の改訂【15頁】

- 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の根拠条項が改正（地方税法附則第15条第46項から地方税法附則第15条第43項に改正）されたことにより、固定資産税軽減計算書（様式第1）に記載されている根拠条項を修正しました。

*** 今後、固定資産税軽減計算書を作成する際は、改訂後の様式を用いてください。なお、従前の様式で作成されたものであっても、「中小事業者等が主務大臣に対し認定申請をする際に添付する書類」及び「リース会社が地方自治体に申告する際に添付する書類」として使用できます。**

3. 事前届出書（様式第2-1）の改訂【16頁】

- 事前届出書（様式第2-1）に記載されている根拠条項を修正しました。

*** すでに事前届出書をご提出いただいている会員会社は、あらためて事前届出書を提出する必要はありません。新たに事前届出書を提出する会員会社は改訂後の様式を用いてください。**

4. 軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第3-1、様式第3-2）の改訂【18頁、19頁】

- 対象設備が拡充されたことから、軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第3-1：会員用、様式第3-2：非会員用）を改訂し、確認項目欄に対象設備を追加したほか、対象設備拡充に伴う所要の修正をしました。

*** 今後、固定資産税軽減計算書の確認申請を当協会宛にする場合、改訂後の様式を用いてください。**

5. Q&Aの追加等【27頁】

- 固定資産税特例措置（器具・備品等）の対象業種・地域、設置場所が移動した場合の取扱い等の項目を追加等しました。

6. 固定資産税軽減計算シート（複数物件用）の追加【31頁】

- 一つのリース契約で法定耐用年数が異なる複数物件を導入することが想定されるため、「固定資産税計算シート（複数物件用）」を追加しました。

*** 固定資産税計算シート（複数物件用）を用いて固定資産税の軽減計算を行った場合は、固定資産税計算書に「固定資産税計算シート（複数物件用）」を添えて、確認申請をしてください。**

参考：固定資産税軽減計算書の確認に必要な書類：リース会社⇒リース事業協会

物件が1台・1基・1式の場合	複数物件で法定耐用年数が異なる場合
①固定資産税軽減計算書の調査・確認申請書 (様式3-1又は様式3-2) 1通	①固定資産税軽減計算書の調査・確認申請書 (様式3-1又は様式3-2) 1通
②固定資産税軽減計算書(様式第1) 2通	②固定資産税軽減計算書(様式第1) 2通
③リース料見積書の写し又はリース契約書の写し 1通	③リース料見積書の写し又はリース契約書の写し 1通
	④固定資産税計算シート(複数物件用) 1通

7. 確認シートの追加【32頁】

- 「器具・備品」、「測定工具・検査工具」、「建物附属設備」は、特例措置の適用が受けられる「地域・業種」が限定されています。このため、特例措置の適用関係を確認するために、確認シートを作成しました。

参考：2017年度税制改正による対象設備拡充

【改正前】

機械・装置

- a) 1台又は1基の取得価額が160万円以上、かつ、販売開始から10年以内のものに限る。
- b) 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの。

【改正後】

機械・装置、器具・備品、測定工具・検査工具、建物附属設備

旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもので、以下の金額要件等を満たすもの。

①機械・装置【要件の改正なし】

1台又は1基の取得価額が160万円以上、かつ、販売開始から10年以内のものに限る。

②器具・備品【追加】

1台又は1基の取得価額が30万円以上、かつ、販売開始から6年以内のものに限る。

③測定工具・検査工具【追加】

1台又は1基の取得価額が30万円以上、かつ、販売開始から5年以内のものに限る。

④建物附属設備【追加】

一つの取得価額が60万円以上、かつ、販売開始から14年以内のもので償却資産として課税されるものに限る。

※1 上記①～④の設備について、事業活動の用に直接供される設備が固定資産税の特例措置の対象設備となることから、例えば本店や、事務用又は福利厚生施設のみで対象設備が使用される場合は特例措置の対象となりません。

※2 上記②～④の設備は、対象設備を設置する地域、設備を使用する業種が限定されている。
 a. 東京都、大阪府、京都府、愛知県、神奈川県、埼玉県、千葉県(最低賃金が全国平均以上の地域)：労働生産性が全国平均未満の業種に限定(都府県によって対象業種が異なる)
 b. a以外の地域については、全業種が対象

※3 上記②～④の設備について、2017年4月1日以降に取得(リースの場合は検収)したものが特例措置の対象となる。

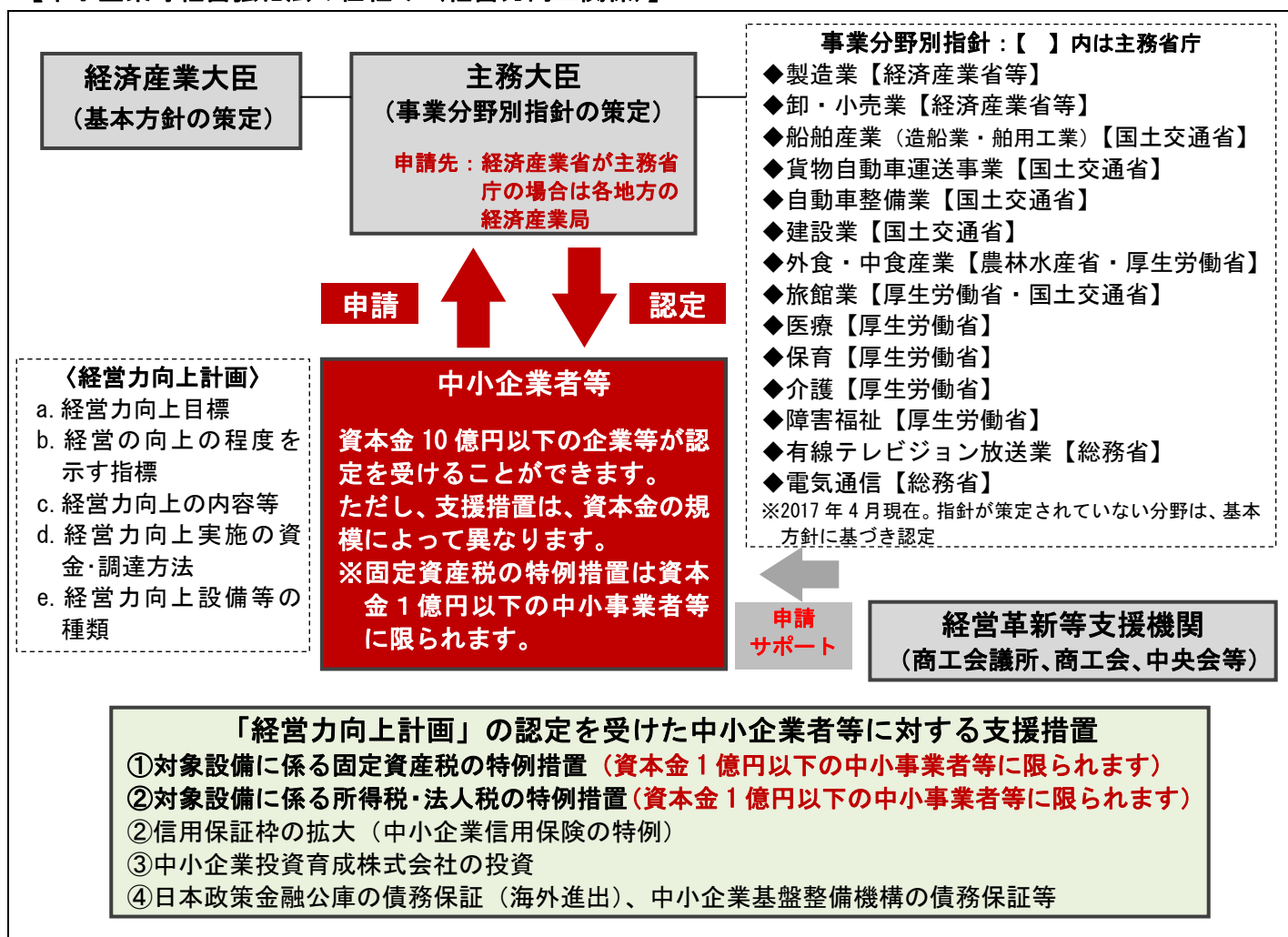
中小企業等経営強化法について（解説・手続き）

1. 要旨

- 中小企業等経営強化法（※1）は、労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応するために、中小企業等の経営強化を図ることを目的としています。
- 経済産業大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」（法第3条）を定め、これに基づき、中小企業者等の事業分野を所管する主務大臣が「事業分野別指針」（法第12条）を策定します。
- 中小企業者等（資本金10億円以下の企業等）は、経営力を向上させるための事業計画（経営力向上計画）を作成して（法第13条第1項）、主務大臣の認定を受けた場合に、各種支援策を受けることができます。
- 認定は、「事業分野別指針」に照らして適切なものであると認められた場合等に受けることができます（法第13条第3項）。
- 上記の支援策の一つとして、中小企業等経営強化法の附則第3条により、地方税法附則第15条の改正が行われ、中小企業者等（資本金1億円以下の中小事業者等に限られます。）が「経営力向上計画」に基づき、ファイナンス・リース取引または取得により導入した対象設備について、固定資産税の特例措置を受けることができます（地方税法附則第15条第43項）。

（※1）「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（1999年法律第18号）の改正が行われ、同法の名称が「中小企業等経営強化法」（2016年6月3日公布）となりました。

【中小企業等経営強化法の仕組み（経営力向上関係）】



2. 固定資産税の特例措置（ファイナンス・リース取引）の解説

（1）概要

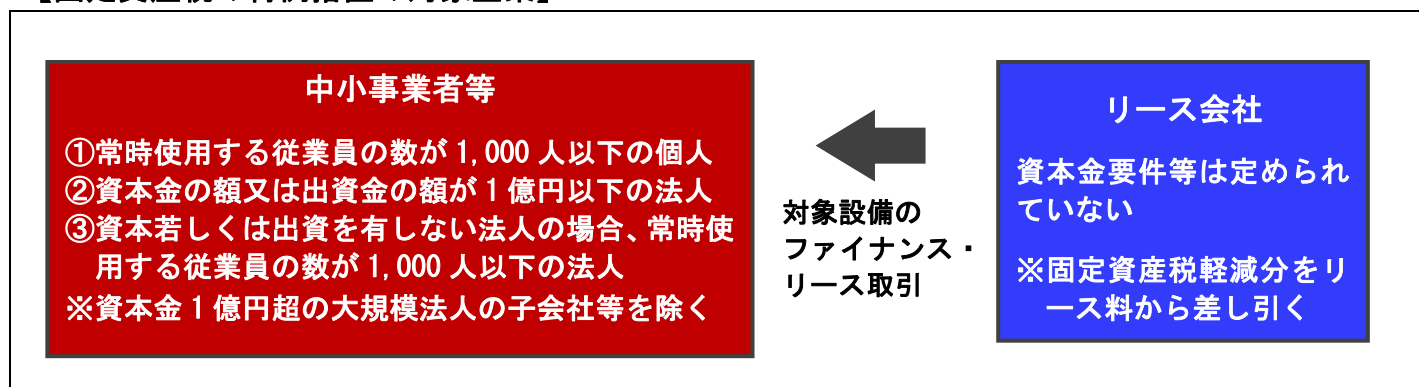
- 中小事業者等が適用期間内にファイナンス・リース取引により対象設備を導入した場合は、リース会社が固定資産税の特例措置を受けます。リース会社は、固定資産税の軽減分をリース料から差し引くことにより、中小事業者等に対して固定資産税軽減分を還元します。
- 公益社団法人リース事業協会は、リース会社から「固定資産税軽減計算書」の提出を受けて、固定資産税の軽減分がリース料の計算に反映されているか調査し、その調査結果をリース会社に通知（※2）するとともに、調査結果を計数的に分析します。

（※2）調査の結果、固定資産税の軽減分がリース料の計算に反映されている場合は、「固定資産税軽減計算書」に確認印を押印します。

（2）中小事業者等

- 本特例措置は、「租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者」（中小事業者等）に適用されます。
- 中小事業者等に対して、ファイナンス・リース取引により対象設備を引き渡して使用させる事業者（リース会社）は、上記の中小企業要件はかかりません。

【固定資産税の特例措置の対象企業】



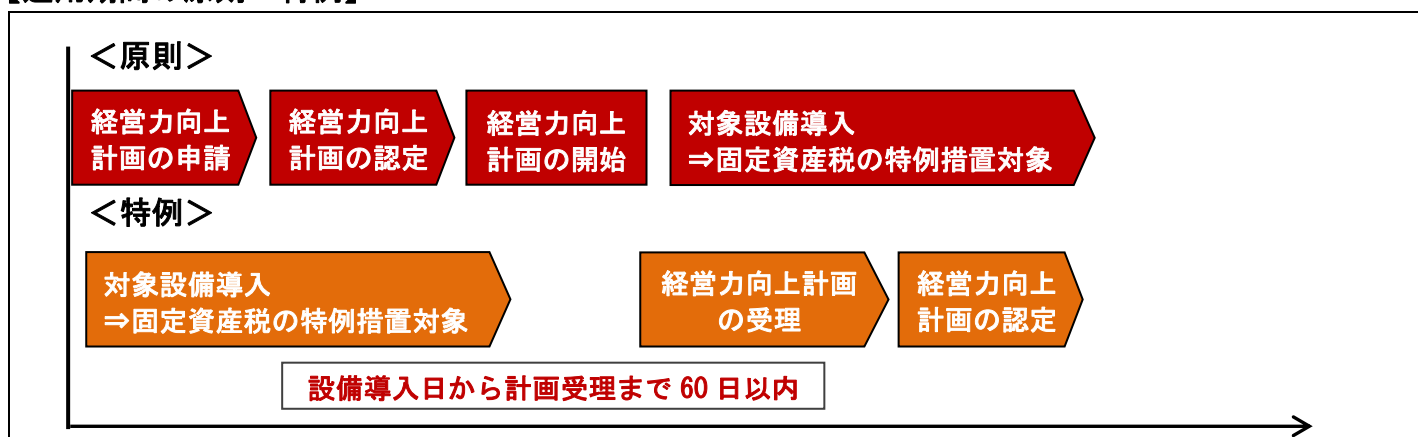
（3）適用期間

- 固定資産税の特例措置は、中小企業等経営強化法施行の日（2016年7月1日 ※3）から2019年3月31日までにファイナンス・リース取引または取得により導入した対象設備に適用されます。

（※3）2017年度税制改正により特例措置の対象となった設備（器具・備品等）は、2017年4月1日以後に取得（リースの場合は検収）したものが特例措置の適用対象となります。

- ファイナンス・リース取引で導入した対象設備は、ユーザーがリース会社に発行する「借受証の発行日」により適用期間を判断します。
- 固定資産税の特例措置を受けるためには、原則として、「経営力向上計画」の認定を受けた後に、ファイナンス・リース取引で対象設備を導入（借受証を発行）します。
- 例外的に、設備導入後に経営力向上計画を申請する場合には、対象設備を導入してから60日以内に「経営力向上計画」が受理された場合に限り、固定資産税の特例措置の適用を受けることができます。

【適用期間の原則・特例】



(4) ファイナンス・リース取引

- 本特例措置におけるファイナンス・リース取引とは、法人税法第 64 条の 2 第 3 項に規定するリース取引を表します。ファイナンス・リース取引で対象設備を導入した場合は、リース会社が固定資産税の特例措置を受けます。
- リース会社が固定資産税の特例措置を受けることができるファイナンス・リース取引は、① 所有権移転外ファイナンス・リース取引、② リース会社が固定資産税を納付する所有権移転ファイナンス・リース取引となります。

【固定資産税の特例措置の対象となるファイナンス・リース取引】

法人税法第 64 条の 2 第 3 項

リース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- 一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
- 二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース会社が特例措置を受け、固定資産税を申告・納付する。

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース会社が固定資産税を納付する場合は、リース会社が特例措置を受け、固定資産税を申告・納付する。

所有権移転ファイナンス・リース取引

ユーザーが固定資産税を納付する場合は、ユーザーが特例措置を受け、固定資産税を申告・納付する。

(5) 対象設備

- 主務大臣の認定を受けた「認定経営力向上計画」に基づきファイナンス・リース又は取得により導入した「機械・装置」、「器具・備品」、「測定工具・検査工具」、「建物附属設備」（※4）が対象となります。

(※4) ユーザー（予定者含む）が東京都、大阪府、京都府、愛知県、神奈川県、埼玉県、千葉県に器具・備品、測定工具・検査工具、建物附属設備を設置する場合、ユーザー業種が限定されます。

- 対象設備のメーカー団体（工業会）は、対象設備が以下の②に要件に該当している旨の証明書を発行します（中小事業者等がメーカーに発行依頼をし、リース会社宛に送付されます。）。

【固定資産税の特例措置の対象設備】

- ①事業の用に供されたことがないもの（新品）
- ②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
 - (i) 機械・装置
1台又は1基当たりの取得金額が160万円以上（消費税抜）であり、販売開始から10年以内である。
 - (ii) 器具・備品
1台又は1基当たりの取得金額が30万円以上（消費税抜）であり、販売開始から6年以内である。
 - (iii) 測定工具・検査工具
1台又は1基当たりの取得金額が30万円以上（消費税抜）であり、販売開始から5年以内である。
 - (iv) 建物附属設備（償却資産として固定資産税が課税される設備に限る。）
一つの取得金額が60万円以上（消費税抜）であり、販売開始から14年以内である。

(6) 措置内容

- 対象設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該対象設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額となります。
- リース会社が固定資産税の特例措置を受ける場合は、リース会社は、固定資産税の軽減分をリース料から差し引くことにより、中小事業者等に対して固定資産税の軽減分を還元します。
- リース会社は、対象設備の設置場所の地方自治体の固定資産税率にかかわらず、便宜的に、標準税率1.4%（地方税法第350条）に基づきリース料（固定資産税軽減前・軽減後）を算出し、ユーザーに対して、リース料見積書及び固定資産税軽減計算書を交付します。
- リース会社は、対象設備の設置場所の地方自治体に対して固定資産税を申告します。地方自治体は、リース会社の申告に基づき課税標準額及び固定資産税額（当該地方自治体の税率により算出）を決定し、リース会社はその決定に基づき、固定資産税を納税します。

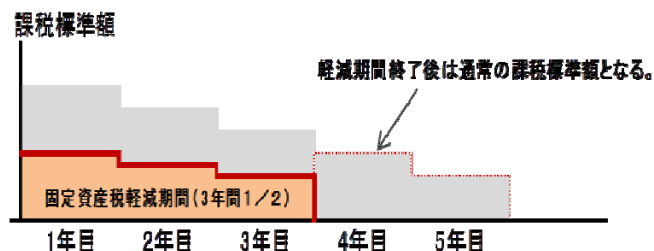
【措置内容：設例】

設例：機械及び装置 物件金額：10,000,000円 法定耐用年数：8年 リース期間：5年
固定資産税率：課税標準額×1.4%（標準税率）

リース期間中の軽減前固定資産税額 373,400円
リース期間中の軽減後固定資産税額 231,800円（141,600円軽減）

固定資産税軽減前のリース料総額 12,000,000円（月額リース料 200,000円）
固定資産税軽減後のリース料総額 11,858,400円（月額リース料 197,640円）

課税標準額は賦課期日（毎年1月1日）における価格となる。本特例措置の対象設備は、3年度分の課税標準額が1/2となる。



地方自治体が標準税率を超える税率を採用している場合は、上記計算にかかわらず、当該地方自治体の税率により固定資産税を納税する。

2017年度税制改正等に伴い改訂した部分を赤字で表示しています。

<事前準備>

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p>■中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定申請等の準備をしてください。 （各地区の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等が申請のサポートをします。）</p>	<p>■リース事業協会の会員会社は、「様式第2-1 事前届出書（会員会社用）」（中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領（「調査要領」）をあらかじめリース事業協会に届け出ます。</p> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>届出書の送付先 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル13階 公益社団法人リース事業協会 届出書受付担当宛</p> </div>

①リース料の見積り依頼（中小事業者等⇒リース会社）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p>■取引リース会社に対して、リース料の見積りを依頼します。「中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例措置の適用を希望する。」旨をお知らせください。</p> <p>■固定資産税特例措置の対象設備（地域・業種）の確認をするために、「確認シート」（参考資料4）で確認することをお奨めします。リース料の見積り（試算）を的確に行うために、「確認シート」を取引リース会社にご提示くださいますようお願いをお願いします。</p>	<p>■取引中小事業者等の依頼により、「リース料見積書」、「様式第1 固定資産税軽減計算書」（調査要領）2通を作成します。 これらの書類は、「④固定資産税軽減計算書の調査・確認申請」の際に、リース事業協会に送付します。</p> <p>■対象地域・対象業種を確認するために「確認シート」（参考資料4）等を利用して確認してください。</p>

＜様式第1 固定資産税軽減計算書の記載例：リース会社作成＞

様式第1 固定資産税軽減計算書

注：1件当たり2通作成してください。
①中小事業者等への交付用
②リース会社用

2017年4月1日

(設備利用者) (株) ●●●●
代表者 印

(リース会社) □□□リース (株)
代表者 印

固定資産税軽減計算書

地方税法附則第15条第43号の規定に基づき、リース契約期間中のうち当初3年度分の固定資産税が課税標準の1/2に軽減されますので、当該軽減分について、下記の通りリース料総額から控除し計算します。

記		固定資産税が軽減された リース料総額	(参考) 固定資産税軽減前 のリース料総額
リース料総額		11,585,900円	11,671,900円
うち物件金額		10,000,000円	10,000,000円
金利・保険料等		1,500,000円	1,500,000円
固定資産税		85,900円	171,900円

注：消費税等額を除いた額を記入してください。

導入設備の名称	〇〇業用設備
法定耐用年数	3年(リース期間3年)
取得(予定)年月	2017年4月

*1 本証明書はリース契約が終了するまで保存してください。
*2 上記固定資産税の額は、以下の前提条件によって算出しています。
①物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用しています。
②固定資産税の額は、各自治体の税率にかかわらず、便宜的に地方税法第350条に定める標準税率(1.4%)に基づき計算しています。
③固定資産税はリース期間中の総額を表します。

上記内容の確認印 リース事業協会が、軽減計算書の提出を受けた後、調査・確認し、確認印を押印します。

注：計算書は、標準税率(1.4%)を使用して、固定資産税額を計算します。地方自治体によって税率が異なる場合、リース会社は、地方自治体の用いる税率によって納税します。

軽減計算書の作成日を記載してください。

「リース会社名」・「代表者名」を記名、原則として、「代表者印」を押印してください。

「物件金額」はメーカー(サプライヤー)の見積書に記載された金額を記載してください。

「固定資産税」は、リース事業協会が作成する「固定資産税計算シート」により算出した、軽減前・軽減後の数値を記載してください。

原則として、「耐用年数表」の「設備の種類」を記載してください。

「法定耐用年数」と()内に「リース期間」を記載してください。

取得(予定)の年月(=検収予定日)を記載してください。

②証明書発行申請(中小事業者等⇒対象設備のメーカー)

③証明書送付(対象設備のメーカー⇒リース会社)

中小事業者等(リースユーザー)	リース会社
<p>■対象設備のメーカー(サプライヤー)に対して、「工業会証明書」の発行を申請してください。「工業会証明書」の送付先は、リース料の見積りを依頼した取引リース会社を指定してください。</p>	<p>■対象設備のメーカー(サプライヤー)から、リース会社宛に「工業会証明書」が届きます。</p> <p>■「工業会証明書」の原本は、「⑥リース料見積書・軽減計算書等交付」の際に、中小事業者等(リースユーザー)に渡します。</p> <p>■リース会社においても、「⑩固定資産税の申告・納付」の手続きの際に、「工業会証明書」の写しが必要となりますので、「工業会証明書」を複写して保管してください。</p> <p>※「工業会証明書」の発行は、2か月程度かかる場合があります。</p>

④固定資産税軽減計算書の調査・確認申請（リース会社⇒リース事業協会）

⑤固定資産税軽減計算書の返送（リース事業協会⇒リース会社）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p data-bbox="240 1738 778 1966">公益社団法人リース事業協会 ■ 「様式第 1 固定資産税軽減計算書」（調査要領）を調査し、確認印を押印してリース会社に返送します。 ■ 「リース料見積書」の写し等の添付書類は協会が保管します。</p>	<p data-bbox="810 208 1519 241">■ リース事業協会に対して、次の書類を送付します。</p> <p data-bbox="810 271 976 304"><会員会社></p> <ol data-bbox="826 304 1519 589" style="list-style-type: none">(1) 「様式第 3-1 軽減計算書の調査・確認申請書」（調査要領）(2) 「様式第 1 固定資産税軽減計算書」（調査要領） ※ 1 件当たり 2 通（ユーザー用・リース会社用）(3) 「リース料見積書」の写しまたは「リース契約書」の写し(4) （法定耐用年数が異なる複数物件が含まれる場合） 「固定資産税計算シート（複数物件用）」 <p data-bbox="898 613 1519 790">* 法定耐用年数が同一の複数物件について、「固定資産税計算シート（複数物件用）」により、固定資産税軽減額を計算した場合は、その「固定資産税計算シート（複数物件用）」を添付くださいますようお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="810 815 1007 848"><非会員会社></p> <ol data-bbox="826 848 1519 1133" style="list-style-type: none">(1) 「様式第 3-2 軽減計算書の調査・確認申請書 + 添付書類」（調査要領）(2) 「様式第 1 固定資産税軽減計算書」（調査要領） ※ 1 件当たり 2 通（ユーザー用・リース会社用）(3) 「リース料見積書」の写し または 「リース契約書」の写し(4) （耐用年数が異なる複数物件が含まれる場合）「固定資産税計算シート」 <p data-bbox="868 1158 1519 1335">* 法定耐用年数が同一の複数物件について、「固定資産税計算シート（複数物件用）」により、固定資産税軽減額を計算した場合は、その「固定資産税計算シート（複数物件用）」を添付くださいますようお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="810 1359 1519 1536">※ 1 回の申請で複数取引の「固定資産税軽減計算書」の調査・確認の申請を行うことができます。この場合、書類の対応関係（上記の(2)(3)(4)）が分かるように書類を送付（取引ごとにクリアファイルに分けて書類を入れる等）してください。</p> <div data-bbox="826 1561 1509 1980"><p data-bbox="837 1568 1359 1809">送付先 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 13 階 公益社団法人リース事業協会 軽減計算調査担当 宛</p><p data-bbox="874 1843 1469 1933">書類は「配達記録郵便」等の記録が残る方法で送付してください。）</p></div>

⑥リース料見積書・軽減計算書等交付（リース会社⇒中小事業者等）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p>■リース会社から送付を受けた書類のうち、「様式第1 固定資産税軽減計算書」（調査要領）について、中小事業者等（リースユーザー）が、原則として、「代表者印」を押印し、1通は中小事業者等用（⑦経営力向上計画の認定申請時に原本を添付します）、1通はリース会社にお渡しください。</p>	<p>■中小事業者等（リースユーザー）に対して、次の3点の書類を送付します。</p> <p>(1) 「リース料見積書の写し」または「リース契約書の写し」 (2) 「様式第1 固定資産税軽減計算書」（調査要領）2通 (3) 「工業会証明書」（原本）</p> <p style="background-color: red; color: white; padding: 5px;">注：「軽減計算書」は、左記のとおり、中小事業者等の「代表者印」が押印されたものを1通受け取ってください（⑩固定資産税の申告時に「軽減計算書」の写しが必要となります。）</p>

⑦経営力向上計画の認定申請（中小事業者等⇒主務大臣）

⑧計画認定（主務大臣⇒中小事業者等）

⑨認定書・申請書の写しの送付（中小事業者等⇒リース会社）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p>■認定申請書に必要な書類を添えて、事業を所管する主務大臣宛に申請をします。 （例：製造業の場合は、各地方の経済産業局が申請の窓口となります。）</p> <p>■ファイナンス・リースで設備を導入する場合は、以下の書類を添付します。</p> <p>(1) 「リース料見積書」の写しまたは「リース契約書」の写し (2) 「様式第1 固定資産税軽減計算書（調査要領）」（写し） (3) 「工業会証明書」（写し）</p> <p>■事業を所管する主務大臣が「認定書」を交付します。標準処理期間は申請から認定まで30日とされています。</p> <p>■「認定書・申請書」の写しをリース会社に送付してください。</p>	<p>■中小事業者等（リースユーザー）から送付を受けた「認定書・申請書」の写しを受け取ります。（⑩固定資産税の申告時に「認定書・申請書」の写しが必要となります。）</p>

⑩固定資産税の申告・納付（リース会社⇒地方自治体）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
	<p>■リース物件の設置場所の地方自治体に対し、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書（届出書）」に以下の書類を添えて、固定資産の申告をします。</p> <p>(1) 「リース契約書」の写し (2) 「様式第1 固定資産税軽減計算書（調査要領）」の写し (3) 「工業会証明書」の写し (4) 「認定書・申請書」の写し</p> <p>※上記の(1)～(4)の書類は、初年度の申告の際に添付し、2年度以降の申告の際は、添付不要となります。</p>

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領

2016年6月27日
(2017年4月10日改正)
公益社団法人リース事業協会

1. 目的

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領（以下、「調査要領」という。）は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項の認定経営力強化計画に基づき、ユーザーがファイナンス・リースで導入した機械及び装置、器具及び備品等（以下、「機械装置等」という。）について、地方税法附則第15条第43項に定める固定資産税特例措置の適用を受けるために必要な固定資産税軽減計算書の調査及び確認に必要な事項を定めることにより、リース会社における適正な固定資産税の納付の推進及び公正かつ自由な経済活動促進のための税制の確立に寄与することを目的とする。

2. 定義

この調査要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

(1) ファイナンス・リース

法人税法第64条の2第3項に定めるリース取引のことをいう。

(2) 対象設備

中小企業等経営強化法第14条第2項の認定経営力向上計画に記載された経営力向上設備等で地方税法附則第15条第43項の適用を受けることができる機械装置等のことをいう。

(3) 会員会社

ファイナンス・リースにより対象設備をユーザーに対して賃貸する事業者（賃貸を予定している事業者を含む。以下同じ。）であり、当協会の正会員又は賛助会員である者をいう。

(4) 非会員会社

ファイナンス・リースにより対象設備をユーザーに対して賃貸する事業者であり、当協会の正会員又は賛助会員でない者をいう。

(5) ユーザー

地方税法附則第15条第43項に定める中小事業者等に該当する事業者であり、会員会社又は非会員会社からファイナンス・リースにより対象設備を賃借する事業者（賃借を予定している事業者を含む。以下同じ。）のことをいう。

(6) 固定資産税軽減計算書

地方税法附則第15条第43項の規定により固定資産税が軽減される旨及びリース料総額等が記載された書面（様式第1）のことをいう。

(7) 軽減計算書の調査及び確認

固定資産税軽減計算書（以下、「軽減計算書」という。）の記載内容について、当協会が調査及び確認することをいう。

3. 事前届出

軽減計算書の調査及び確認を希望する会員会社は、軽減計算書を発行する前までに、当協会に対し、届出書（様式第2）により必要な事項等を届け出るものとし、当該届出に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式第2-2）を当協会に届け出るものとする。

4. 軽減計算書の調査及び確認

(1) 会員会社

上記3.により届出を行った会員会社は、ユーザーに軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協

会に対し、軽減計算書 2 通にリース料見積書の写し又はリース契約書の写し、軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第 3-1）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

当協会は、当該軽減計算書の内容を調査及び確認した後、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印し、会員会社に対して当該軽減計算書を返送するとともに、リース料見積書の写し又はリース契約書の写しを保管する。

軽減計算書の調査及び確認スケジュールは、概ね以下により行うこととする。

軽減計算書等の受領日	軽減計算書等の返送日
毎月 10 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	確認後、当月 20 日頃までに返送
毎月 20 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	確認後、当月末日頃までに返送
毎月末日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	確認後、翌月 10 日頃までに返送

（2）非会員会社

軽減計算書の調査及び確認を希望する非会員会社は、ユーザーに軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書 2 通にリース料見積書の写し又はリース契約書の写し、軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第 3-2）及び以下の①から⑦までの書類（以下、「申請書添付書類」という。）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

ただし、当該非会員会社が会員会社の子会社の場合又は 2 回目以降の申請の場合は、一部書類の添付を省略することができる。

＜申請書添付書類＞

①定款	②登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）	③過去 3 期分の計算書類及び事業報告書
④全役員の略歴書	⑤固定資産税納税証明書	⑥リース契約書及び注文書・注文請書の様式
⑦その他当協会が必要と認める書類		

当協会は、当該軽減計算書の内容を調査及び確認した後、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印し、当該非会員会社に対して当該軽減計算書を返送するとともに、リース料見積書の写し又はリース契約書の写し、申請書添付書類を保管する。

ただし、当該非会員会社について、リース事業及び固定資産税の申告・納付が適正に行われていない等の事由が認められる場合は、当該非会員会社の軽減計算書の調査及び確認を拒むことができる。この場合において、手数料の返金は行わないものとする。

軽減計算書の調査及び確認スケジュールは、概ね以下により行うこととする。

軽減計算書等の受領日	軽減計算書等の返送日
毎月 10 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	当月 20 日頃までに手数料の請求書を送付、当該手数料の入金確認後、15 日以内に返送
毎月 20 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	当月末日頃までに手数料の請求書を送付、当該手数料の入金確認後、15 日以内に返送
毎月末日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	翌月 10 日頃までに手数料の請求書を送付、当該手数料の入金確認後、15 日以内に返送

5. 軽減計算書の再提出

当協会は、軽減計算書の内容に不備があると認めた場合は、当該軽減計算書を作成した会員会社又は非会員会社（以下、「会員会社等」という。）に対し、当該軽減計算書の再提出を求めることができる。

この場合、当該会員会社等は、当協会に対し、当該軽減計算書を補正して再提出しなければならない。

6. 手数料

会員会社等は、以下の手数料を当協会に支払うものとする。

種別	軽減計算書1件(2通)当たりの手数料(消費税等額含む)	支払時期
正会員	500円	4月から9月までの調査及び確認分：11月末日まで
賛助会員	1,000円	10月から翌年3月までの調査及び確認分：5月末日まで
非会員	4,000円	調査及び確認の申請ごと

7. 虚偽記載の禁止

会員会社等は、軽減計算書に虚偽の記載をしてはならない。

軽減計算書に虚偽の記載があることが判明した場合、当協会は当該軽減計算書の確認を取り消すとともに、当該軽減計算書を発行した会員会社等からの軽減計算書の調査及び確認の申請を拒むことができる。

また、確認を取り消した軽減計算書に係る手数料の返金は行わないものとする。

8. その他

(1) 調査研究の実施

当協会は、会員会社等から提出を受けた軽減計算書及びリース料見積書の写し等の添付書類に基づき、公正かつ自由な経済活動の促進の税制の確立のために調査研究を行い、その結果を公表する。

当協会は、この調査研究に際して、計数的に分析を行うこととし、個別取引は公表しないものとする。

会員会社等は、当協会に提出する軽減計算書及びリース料見積書の写し等の添付書類について、当協会の調査研究に用いることを予め承諾するものとする。

(2) 機密保持

軽減計算書の調査及び確認の事務に携わる事務局職員は、官公署からの照会があった場合を除き、その事務によって知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(3) 確認記録の保存・廃棄

当協会は、上記4.により軽減計算書を調査及び確認した場合は、軽減計算書調査及び確認記録簿(様式第4)にその旨を記録するとともに、当該軽減計算書の写し等の書類を添えて、調査及び確認日から10年間保存し、保存期間を経過した書類について、適正かつ確実に廃棄しなければならない。

(4) 調査要領の改正

調査要領を改正する場合は、会計税制委員会で審議する。

以上

注：1 件当たり 2 通作成
ユーザー用・リース会社用

様式第 1 固定資産税軽減計算書

年 月 日

(設備利用者) (株) ●●●
代表者 印

(リース会社) □□□リース (株)
代表者 印

固定資産税軽減計算書

地方税法附則第 15 条第 43 項の規定に基づき、リース契約期間中のうち当初 3 年度分の固定資産税が課税標準の 1/2 に軽減されますので、当該軽減分について、下記の通りリース料総額から控除し計算します。

記

	固定資産税が軽減された リース料総額	(参考) 固定資産税軽減前の リース料総額
リース料総額	11,585,900 円	11,671,900 円
うち物件金額	10,000,000 円	10,000,000 円
金利・保険料等	1,500,000 円	1,500,000 円
固定資産税	85,900 円	171,900 円

導入設備の名称	〇〇設備
法定耐用年数	3 年 (3 年リース)
取得 (予定) 年月	〇〇〇年〇月

- * 1 本証明書はリース契約が終了するまで保存してください。
- * 2 上記固定資産税の額は、以下の前提条件によって算出しています。
 - ① 物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用しています。
 - ② 固定資産税の額は、各自治体の税率にかかわらず、便宜的に地方税法第 350 条に定める標準税率 (1.4%) に基づき計算しています。
 - ③ 固定資産税はリース期間中の総額を表します。

上記内容の確認印

様式第 2-1 事前届出書（会員会社用）

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

代表者氏名 _____ 印

事前届出書

当社は、地方税法附則第 15 条第 43 項による固定資産税特例措置の適用を受けるに際し、ユーザーに提示するリース料について、特例措置による固定資産税軽減分を適正に反映するとともに、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領を遵守して固定資産税軽減計算書を発行します。

併せまして、固定資産税軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

記

〈責任者〉

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所（本社住所と異なる場合のみ記載）	

※上記責任者に対し、当協会事務局から固定資産税軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後の軽減計算書等の関係書類を送付する。

以上

様式第 2-2 変更届出書 (会員会社用)

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

変更届出書

固定資産税軽減計算書に関する責任者を下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

〈変更後の責任者〉

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所 (本社住所と異なる場合のみ記載)	

以上

様式第3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書（会員会社用）

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
 （会員コード _____）

軽減計算書の調査及び確認申請書

下記のとおり軽減計算書を作成しましたので、調査及び確認くださいますようお願い致します。

記

作成件数	件
------	---

<確認項目> * 軽減計算書を協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 <添付書類> ①軽減計算書 1件当たり2通（ユーザー用・リース会社用） ②リース料見積書の写し又はリース契約書の写し （※）耐用年数が異なる複数設備が同一のリース契約は固定資産税計算シートを提出。	
2. 軽減計算書の固定資産税額は、固定資産税計算シート*により算出した。 * 固定資産税計算シートは当協会が作成、標準税率（1.4%）に基づき、軽減前の固定資産税額と軽減後の固定資産税額を算出できるエクセルファイルを表す。	
3. 軽減計算書の対象設備は、以下の要件にすべて合致している。 ①日本国内に設置され、ユーザー（予定者含む）が中小企業経営強化法の認定経営力向上計画に基づき導入する対象設備である。 ②事業の用に供されたことのないもの（新品）である。 ③導入する対象設備は、旧モデル比で生産性が1%以上向上するものである。 ④対象設備は以下の要件を満たすものである。 (i) 機械・装置 ✓ 1台又は1基当たりの取得金額が160万円以上（消費税抜）である。 ✓ 販売開始から10年以内である。 (ii) 器具・備品（※） ✓ 1台又は1基当たりの取得金額が30万円以上（消費税抜）である。 ✓ 販売開始から6年以内である。 (iii) 工具（※） ✓ 1台又は1基当たりの取得金額が30万円以上（消費税抜）である。 ✓ 販売開始から5年以内である。 (iv) 建物附属設備（※） ✓ 1台又は1基当たりの取得金額が60万円以上（消費税抜）である。 ✓ 販売開始から14年以内である。 （※）ユーザー（予定者含む）が東京都、大阪府、京都府、愛知県、神奈川県、埼玉県、千葉県に器具・備品、工具、建物附属設備を設置する場合、ユーザー業種が限定される。	

※確認後、確認欄に○印を付してください。

<責任者氏名>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

様式第 3-2 軽減計算書の調査及び確認申請書（非会員会社用）

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会社名 _____ (法人番号 _____)

代表者氏名 _____ 印

軽減計算書の調査及び確認申請書

当社は、地方税法附則第 15 条第 43 項による固定資産税特例措置の適用を受けるに際し、ユーザーに提示するリース料について、特例措置による固定資産税軽減分を適正に反映することを誓約するとともに、貴協会の中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領を遵守して固定資産税軽減計算書を発行しますので、調査及び確認くださいますようお願い致します。

軽減計算書の調査及び確認を受けるに際して、貴協会に対し、別紙及び添付書類により当社の概況をお届けするとともに、当社及びすべての役員並びに主要株主が下記の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

記

〈反社会的勢力の定義〉

- ◆暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）及び次の各号のいずれかに該当する者。
1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

軽減計算書の作成件数	件
------------	---

〈確認項目〉 *軽減計算書を協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認し、確認欄に○印を付してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 〈添付書類〉 ①軽減計算書 1件当たり2通（ユーザー用・リース会社用） ②リース料見積書の写し 又は リース契約書の写し (※) 耐用年数が異なる複数設備が同一のリース契約は固定資産税計算シートを提出。	
2. 軽減計算書の固定資産税額は、固定資産税計算シート*により算出した。 *固定資産税計算シートは当協会が作成、標準税率（1.4%）に基づき、軽減前の固定資産税額と軽減後の固定資産税額を算出できるエクセルファイルを表す。	
3. 軽減計算書の対象設備は、以下の要件にすべて合致している。 ①日本国内に設置され、ユーザー（予定者含む）が中小企業経営強化法の認定経営力向上計画に基づき導入する対象設備である。 ②事業の用に供されたことのないもの（新品）である。 ③導入する対象設備は、旧モデル比で生産性が1%以上向上するものである。 ④対象設備は以下の要件を満たすものである。 (i) 機械・装置 ✓ 1台又は1基当たりの取得金額が160万円以上（消費税抜）であり、販売開始から10年以内である。 (ii) 器具・備品(※) ✓ 1台又は1基当たりの取得金額が30万円以上（消費税抜）であり、販売開始から6年以内である。 (iii) 工具(※) ✓ 1台又は1基当たりの取得金額が30万円以上（消費税抜）であり、販売開始から5年以内である。 (iv) 建物附属設備(※) ✓ 1台又は1基当たりの取得金額が60万円以上（消費税抜）であり、販売開始から14年以内である。 (※)ユーザー（予定者含む）が東京都、大阪府、京都府、愛知県、神奈川県、埼玉県、千葉県に器具・備品、工具、建物附属設備を設置する場合、ユーザー業種が限定される。	

〈担当者氏名〉

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

※上記担当者に対し、当協会から固定資産税軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、調査及び確認後の軽減計算書等の関係書類を送付する。

申請者の概要

年 月 日作成

会社名				
住 所 (本社・本部の所在地)	〒 ー		TEL.	ー ー
			FAX.	ー ー
関係書類の送付先が 本社住所と異なる場 合のみ記載	(関係書類送付先住所)			
設立年月日及び リース事業の開始年 月日	設立年月日	年 月 日	リース事業の 開始年月日	年 月 日
従 業 員 数	人 (うちリース事業部門 人)			
資本金・株式数	資本金	百万円	発行済株式数	千株
主要株主				
最近3年間の リース事業実績	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	
リース料収入	百万円	百万円	百万円	百万円
リース取扱高	百万円	百万円	百万円	百万円
リース債権残高	百万円	百万円	百万円	百万円
リース投資資産残高	百万円	百万円	百万円	百万円
賃貸資産残高	百万円	百万円	百万円	百万円
主要資金調達先 (上位3金融機関等)				
償却資産に係る固定 資産税の納税先 (上位3自治体)				

〈添付書類〉

- ①定款
- ②登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）
- ③過去3期分の計算書類（決算書）及び事業報告書
- ④すべての役員の略歴書
- ⑤固定資産税納税証明書
- ⑥リース契約書及び注文書・注文請書の様式
- ⑦その他当協会が必要と認める書類

固定資産税特例措置のQ & A

<2017年6月7日現在>

- 本Q & Aは、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例措置に関する質問と回答を取りまとめました。回答については、関係省庁の確認を得ています。
- No. 1～No. 26については、第1版に掲載していますが、2017年度税制改正及び第1版の公表以降に確認した内容を踏まえ、No. 6、No. 7、No. 12、No. 19、No. 26を改正しました（改正部分は赤字）。
- 2017年度税制改正等に伴う追加Q & Aは、No. 27～No. 36に掲載しています。

【対象企業】

No.	質問	回答				
1	固定資産税の特例措置の適用を受けたリースユーザーが増資により大企業（資本金1億円超）となった場合、固定資産税の特例措置の適用関係を教えていただきたい。	<p>■賦課期日（1月1日）時点で、リースユーザーが大企業となっている場合、リース会社は、当該賦課期日に係る年度分以降において、固定資産税の特例措置の適用を受けることができません。</p> <p>（例）</p> <p>経営力向上計画の認定 ▼増資</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">2017年度分固定資産税 ⇒特例措置適用</td> <td style="text-align: center;">2018年度分固定資産税 ⇒特例措置不可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2017年 1/1</td> <td style="text-align: center;">2018年 1/1</td> </tr> </table>	2017年度分固定資産税 ⇒特例措置適用	2018年度分固定資産税 ⇒特例措置不可	2017年 1/1	2018年 1/1
2017年度分固定資産税 ⇒特例措置適用	2018年度分固定資産税 ⇒特例措置不可					
2017年 1/1	2018年 1/1					
2	固定資産税の特例措置の適用を受けたリースユーザーが倒産した場合、固定資産税の特例措置の適用関係を教えていただきたい。	<p>■経営力向上計画に係る事業が行われない場合は、主務大臣は認定を取り消すことができません（中小企業等経営強化法第14条第2項）。</p> <p>■賦課期日（1月1日）時点で、リースユーザーが倒産により認定が取り消されている場合、リース会社は、当該賦課期日に係る年度分以降において、固定資産税の特例措置の適用を受けることができません。</p> <p>（例）</p> <p>経営力向上計画の認定 ×認定取消し</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">2017年度分固定資産税 ⇒特例措置適用</td> <td style="text-align: center;">2018年度分固定資産税 ⇒特例措置不可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2017年 1/1</td> <td style="text-align: center;">2018年 1/1</td> </tr> </table>	2017年度分固定資産税 ⇒特例措置適用	2018年度分固定資産税 ⇒特例措置不可	2017年 1/1	2018年 1/1
2017年度分固定資産税 ⇒特例措置適用	2018年度分固定資産税 ⇒特例措置不可					
2017年 1/1	2018年 1/1					
3	農協等の協同組合は、固定資産税の特例措置が適用できるのか教えていただきたい。 (2016年8月回答一部修正)	<p>■固定資産税の特例措置は、経営力向上計画に基づいて取得した設備が対象であり、農業協同組合は中小企業等経営強化法第二条第二項に規定する「中小企業等」の範囲に含まれていないため、経営力向上計画の認定をうけることができません。そのため、農業協同組合は本特例措置の適用を受けることができません。</p>				

【適用期間】

No.	質問	回答
4	所有権移転外ファイナンス・リースで導入した設備の適用期間は、検収日（リース会社としての取得日）により判定してよいか。	<p>■検収日（リース開始日）で判定します。</p>
5	3年度分とは、検収日を初年度とし、検収日から12月末日（翌年1月1日時点での課税標準をベースとした固	<p>■左記の認識のとおりです。</p>

	定資産税)を初年度分、翌年1月1日から12月末日までを次年度分、翌々年1月1日から12月末日までが翌々年度分との認識でよいか。 (例:2019年3月31日に検収した場合は、2020年度分から2022年度分までの固定資産税まで減税されると認識でよいか。)																					
6	リース契約とリース物件の検収をした後に、経営力強化計画の認定を受けた場合は特例措置が適用できるのか教えていただきたい。 (2017年6月修正)	<p>■特例措置の適用を受けることができますが、検収後60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。</p> <p>■なお、2017年度税制改正で追加された対象設備(器具・備品等)については、2017年4月1日以降に検収したものに限られます。</p>																				
7	上記の6の場合、例えば、2017年12月中に検収をしたが、申告期限後に認定を受けた場合(2018年2月に経営力強化計画の認定を受けた場合)の特例措置の適用関係を教えていただきたい。 (2016年8月回答追加) (2017年6月追加:2016年12月連絡)	<p>■2018年1月1日の賦課期日において、経営強化法の認定を受けていないため、当該賦課期日に係る年度分の固定資産税は特例措置の適用を受けることができません。</p> <p>■この場合、2019年1月1日の賦課期日に係る年度分以降において、固定資産税の特例措置の適用を受けられますが、特例措置の適用は2年度分となりますので留意してください。</p> <p>検収 認定</p> <table border="1"> <tr> <td>▽</td> <td>▼</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特例なし</td> <td>特例措置</td> <td>特例措置</td> <td>特例なし</td> </tr> <tr> <td>2018年</td> <td>2019年</td> <td>2020年</td> <td>2021年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1/1</td> <td>1/1</td> <td>1/1</td> <td>1/1</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2016年12月14日付連絡)</p> <p>■特例措置の適用が2年度分となった場合、固定資産税軽減計算書は以下の①又は②により作成してください。</p> <p>①軽減計算書に2年度分の軽減額を記載する方法</p> <p>②軽減計算書に3年度分の軽減額を記載し、ただし書きとして、2年度分の軽減額を記載する方法</p> <p>この場合、12月に対象設備を取得、経営強化法の認定が1月以降となり、特例措置の適用が2年度分となった場合であっても、軽減計算書を再発行する必要はありません。</p> <p>*「2年度分」の固定資産税の額を計算する際は「固定資産税計算シート2年Ver」を用いてください。「2年Ver」が必要な場合は、事務局にお問い合わせください。</p>	▽	▼					特例なし	特例措置	特例措置	特例なし	2018年	2019年	2020年	2021年		1/1	1/1	1/1	1/1	
▽	▼																					
	特例なし	特例措置	特例措置	特例なし																		
2018年	2019年	2020年	2021年																			
1/1	1/1	1/1	1/1																			

【対象取引】

No.	質問	回答
8	以下の取引について、固定資産税の特例措置の適用を受けられるか教えていただきたい。 ①所有権移転ファイナンス・リース取引 ②オペレーティング・リース取引 ③割賦販売取引 (2016年8月回答一部修正)	<p>■以下のとおりとなります。</p> <p>①所有権移転ファイナンス・リース取引 ユーザーが固定資産税を申告・納付する場合は、ユーザーに特例措置が適用され、リース会社が固定資産税を申告・納付する場合は、リース会社に特例措置が適用されます。</p> <p>②オペレーティング・リース取引 中小企業者であるリース会社が自身の事業の用に供する設備を取得する場合には、リース会社に特例措置が適用されます。</p> <p>③割賦販売取引 買主に特例措置が適用されます。</p>

【対象設備】

No.	質問	回答															
9	取得価額要件について、所有権移転外ファイナンス・リースで導入した対象設備は、物件金額で判断するのか、リース料総額で判断するのか教えてください。	■物件金額で判断します。															
10	取得価額に、対象設備の設置工事費等も取得価額に含めてよいか。	■対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。															
11	対象設備の種類、物件金額（増減額）に変更等が生じた場合の取扱いについて、以下のケースごとに教えてください。 ①経営力強化計画の認定申請前 ②経営力強化計画の認定申請中 ③経営力強化計画の認定後 (2016年8月回答追加)	■以下により、取り扱います。 ①経営力向上計画の認定申請前 ・ユーザーが経済産業局等に提出する認定申請書に、設備の種類（名称・単価・数量・金額）を記載する必要がありますので、認定申請書に変更等が生じた後の設備の種類を記載してください。 ②経営力向上計画の認定申請中 ・軽微な変更（設備単価・金額の変更）の場合は修正不要です。別の種類の設備に代わる場合や、追加が発生した場合には申請先にご相談ください。 ③経営力向上計画の認定後 ・軽微な変更（設備単価・金額の変更）の場合は変更申請不要です。別の種類の設備に代わる場合や、追加が発生した場合には変更申請が必要です。															
12	対象設備について、補助金を受けている場合も、特例措置の適用を受けられるのか教えてください。適用を受けられる場合に、取得価額はどのように判断するのか教えてください。 (2016年8月回答追加) (2017年6月追加：2016年12月連絡)	■固定資産税特例措置と補助金制度は併用することができませんが、固定資産税は、補助金の額を減額しない「取得価額」に基づき課税標準額により算出されます。(国税と異なるのでご注意ください) ■固定資産税特例措置の適用を受ける際の留意事項は以下のとおりとなります。 ①軽減計算書 ・以下を参考として作成してください。 設例：①金利保険料等 1,500,000円 ②補助金交付額 5,000,000円の場合 ①－②＝▲3,500,000円を「金利保険料等」欄に表示する。 <table border="1" data-bbox="719 1610 1442 1796"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定資産税が軽減されたリース料総額</th> <th>(参考)固定資産税軽減前のリース料総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース料総額</td> <td>6,585,900円</td> <td>6,671,900円</td> </tr> <tr> <td>うち物件金額</td> <td>10,000,000円</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>金利・保険料等</td> <td>▲3,500,000円</td> <td>▲3,500,000円</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>85,900円</td> <td>171,900円</td> </tr> </tbody> </table> *本リース取引は××補助金（注：補助金の制度名記載）の交付を受ける予定のため、固定資産税軽減計算書の作成上、当該補助金部分を金利・保険料等の金額で調整しています。 ↑ 軽減計算書に*部分の記載を追加してください。 (2016年12月14日付連絡) ・「リース料見積書の写し」又は「リース契約書の写し」に記載された「月額リース料」×「リース期間(月数)」と軽減計算書に記載された「リース料総額」が一致し、		固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考)固定資産税軽減前のリース料総額	リース料総額	6,585,900円	6,671,900円	うち物件金額	10,000,000円	10,000,000円	金利・保険料等	▲3,500,000円	▲3,500,000円	固定資産税	85,900円	171,900円
	固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考)固定資産税軽減前のリース料総額															
リース料総額	6,585,900円	6,671,900円															
うち物件金額	10,000,000円	10,000,000円															
金利・保険料等	▲3,500,000円	▲3,500,000円															
固定資産税	85,900円	171,900円															

		<p>固定資産税軽減額の算出等に誤りがなければ、上記の記載に関わらず、軽減計算書に確認印を押印します。</p> <p>②固定資産税の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース会社は、補助金の額を減額しない額、すなわち「取得価額」により、固定資産を申告します。 <p>(注)特約等が付されたファイナンス・リース取引に該当する取引(購入選択権付リース等)に係る軽減計算書についても、上記を参考として作成してください。</p>															
13	<p>対象設備にソフトウェアが含まれている場合、ソフトウェア費用の取扱いを教えてください。また、軽減計算書を提出する上での注意点や追加書類等は必要となるか教えてください。</p> <p>(2016年8月回答追加)</p>	<p>■ソフトウェアは、固定資産税の課税客体ではありませんので、一つのリース契約に「機械・装置(対象設備)」と「ソフトウェア」が含まれている場合は、以下を参考として軽減計算書を作成してください。</p> <p>設例：①機械装置 10,000,000円 ②ソフトウェア 10,000,000円 の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定資産税が軽減されたリース料総額</th> <th>(参考)固定資産税軽減前のリース料総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース料総額</td> <td>23,085,900円 (11,585,900円)</td> <td>23,171,900円 (11,671,900円)</td> </tr> <tr> <td>うち物件金額</td> <td>20,000,000円 (10,000,000円)</td> <td>20,000,000円 (10,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>金利・保険料等</td> <td>3,000,000円 (1,500,000円)</td> <td>3,000,000円 (1,500,000円)</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>85,900円 (85,900円)</td> <td>171,900円 (171,900円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*本リース取引にはソフトウェアが含まれており、()内は固定資産税特例措置の対象となる機械及び装置に係る金額を表します。</p> <p>↑ 軽減計算書に*部分の記載を追加してください。</p>		固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考)固定資産税軽減前のリース料総額	リース料総額	23,085,900円 (11,585,900円)	23,171,900円 (11,671,900円)	うち物件金額	20,000,000円 (10,000,000円)	20,000,000円 (10,000,000円)	金利・保険料等	3,000,000円 (1,500,000円)	3,000,000円 (1,500,000円)	固定資産税	85,900円 (85,900円)	171,900円 (171,900円)
	固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考)固定資産税軽減前のリース料総額															
リース料総額	23,085,900円 (11,585,900円)	23,171,900円 (11,671,900円)															
うち物件金額	20,000,000円 (10,000,000円)	20,000,000円 (10,000,000円)															
金利・保険料等	3,000,000円 (1,500,000円)	3,000,000円 (1,500,000円)															
固定資産税	85,900円 (85,900円)	171,900円 (171,900円)															
14	<p>工業会の証明書とは、どのようなものか教えてください。</p> <p>(2016年8月回答追加)</p>	<p>■中小企業庁のホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ に工業会の証明書の見本が掲載されていますので、それを参照してください。</p>															
15	<p>工業会の証明書が発行されたものの、対象設備の要件に合致しない場合があるのか。</p> <p>(2016年8月回答追加)</p>	<p>■工業会の証明書は、対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性1%向上」)を証明するものであり、税制の適用を受けるためにはその他の要件もありますのでご注意ください。</p>															

【軽減計算書】

No.	質問	回答
16	<p>軽減計算書に記載された取得(予定)年月と検収年月に相違があった場合に、軽減計算書を再発行する必要があるのか。</p> <p>(2016年8月回答追加)</p>	<p>■軽減計算書を再発行する必要はありません。</p>
17	<p>軽減計算書に記載された軽減後の固定資産税額と実際に地方自治体に納税する固定資産税額に相違が生じる場合がある。この場合、軽減計算書を再発行する必要があるのか。</p> <p>(2016年8月回答追加)</p>	<p>■軽減計算書を再発行する必要はありません。</p> <p>リース会社は、地方自治体が算出した税額に基づき、固定資産税を納税します。</p>
18	<p>対象設備の種類、物件金額に変更(増減額)等が生じた場合の取扱いについて、以下のケースごとに教えてください。</p> <p>①経営力強化計画の認定申請前</p>	<p>■以下により、取り扱います(Q11参照)。</p> <p>①経営力向上計画の認定申請前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、軽減計算書・リース料見積書の再発行が必要となります。 <p>②経営力向上計画の認定申請中</p>

	<p>②経営力強化計画の認定申請中 ③経営力強化計画の認定後 (2016年8月回答追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な変更（設備単価・金額の変更）の場合は修正不要です。別の種類の設備に代わる場合や、追加が発生した場合には申請先にご相談ください。 ③経営力向上計画の認定後 <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な変更（設備単価・金額の変更）の場合は変更申請不要です。別の種類の設備に代わる場合や、追加が発生した場合には変更申請が必要です。 																					
19	<p>一つのリース契約で複数物件のリースをする場合、軽減計算書はどのように記載すればよいか教えていただきたい。</p> <p>①複数物件のすべてが対象設備の場合 ②対象設備以外の設備が含まれている場合 (2016年8月回答追加) (2017年6月修正)</p>	<p>■以下により、軽減計算書を作成してください。</p> <p>①複数物件すべてが対象設備の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減計算書は一括して作成してください。物件ごとに軽減計算書を作成する必要はありません。 ・複数物件の法定耐用年数が異なる場合も、軽減計算書を一括して作成して差支えありません。 ・複数物件の法定耐用年数が異なる場合は、「固定資産税計算シート」(複数物件用)を用いて、固定資産税額を算出し、当協会宛に軽減計算書を送付する際に、上記算出に用いた「固定資産税計算シート」(複数物件用)を印字して添付してください。 ・法定耐用年数が同一の複数物件について、「固定資産税計算シート」(複数物件用)により固定資産税額を算出した場合は、その「固定資産税計算シート」(複数物件用)を印字して添付してください。 <p>※ 地方自治体に固定資産を申告する際は、対象設備の法定耐用年数ごとに申告する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減計算書の法定耐用年数欄に以下の記載をしてください。 <table border="1" data-bbox="719 1151 1442 1249"> <tr> <td>導入設備の名称</td> <td>電子計算機、冷凍冷蔵ショーケース</td> </tr> <tr> <td>法定耐用年数</td> <td>4年、6年（リース期間5年）</td> </tr> <tr> <td>取得（予定）年月</td> <td>2017年4月</td> </tr> </table> <p>②対象設備以外の設備が含まれている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下を参考として軽減計算書を作成してください。 <p>設例：①機械及び装置（特例措置対象） 10,000,000円 ②機械及び装置（特例措置対象外）10,000,000円 の場合</p> <table border="1" data-bbox="719 1458 1442 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定資産税が軽減されたリース料総額</th> <th>(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース料総額</td> <td>23,257,800円 (11,585,900円)</td> <td>23,343,800円 (11,671,900円)</td> </tr> <tr> <td>うち物件金額</td> <td>20,000,000円 (10,000,000円)</td> <td>20,000,000円 (10,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>金利・保険料等</td> <td>3,000,000円 (1,500,000円)</td> <td>3,000,000円 (1,500,000円)</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>257,800円 (85,900円)</td> <td>343,800円 (171,900円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ()内は固定資産税特例措置の対象となる機械及び装置に係る金額を表します。</p> <p>↑ 軽減計算書に*部分の記載を追加してください。</p>	導入設備の名称	電子計算機、冷凍冷蔵ショーケース	法定耐用年数	4年、6年（リース期間5年）	取得（予定）年月	2017年4月		固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額	リース料総額	23,257,800円 (11,585,900円)	23,343,800円 (11,671,900円)	うち物件金額	20,000,000円 (10,000,000円)	20,000,000円 (10,000,000円)	金利・保険料等	3,000,000円 (1,500,000円)	3,000,000円 (1,500,000円)	固定資産税	257,800円 (85,900円)	343,800円 (171,900円)
導入設備の名称	電子計算機、冷凍冷蔵ショーケース																						
法定耐用年数	4年、6年（リース期間5年）																						
取得（予定）年月	2017年4月																						
	固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額																					
リース料総額	23,257,800円 (11,585,900円)	23,343,800円 (11,671,900円)																					
うち物件金額	20,000,000円 (10,000,000円)	20,000,000円 (10,000,000円)																					
金利・保険料等	3,000,000円 (1,500,000円)	3,000,000円 (1,500,000円)																					
固定資産税	257,800円 (85,900円)	343,800円 (171,900円)																					
20	<p>リース料の見積金額の変更等により、軽減計算書の発行を再依頼する場合、手数料は生じるのか。 (2016年8月回答追加)</p>	<p>■確認の都度、手数料が発生します。</p>																					
21	<p>「軽減計算書の調査及び確認申請書」の3. ④「導入する機械及び装</p>	<p>■工業会証明書により確認します。</p>																					

	置は、販売開始から10年以内かつ旧モデル比で生産性が1%以上向上するものである。」の確認をどのように行えばよいか。	
22	リース料見積書またはリース契約書に記載する物件名について、「〇〇一式」と表記してよいか。 (2016年8月回答追加)	■リース見積書において、固定資産税特例措置の対象設備について、「〇〇一式」と表記することは差支えありません。
23	リース料見積書の写しまたはリース契約書の写しに、物件明細書を添付する必要があるか。 (2016年8月回答追加)	■軽減計算書の確認時に、物件明細書を添付する必要はありません。

【申告・納税】

No.	質問	回答
24	地方自治体に対して、固定資産の申告をする際に、どのような手続きが必要か教えていただきたい。	■「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書（届出書）」に以下の書類を添えて、固定資産の申告をします。 (1)「リース契約書の写し」 (2)「様式第1 固定資産税軽減計算書（調査要領）」の写し (3)「工業会証明書」の写し (4)「認定書・申請書」の写し ※上記の(1)～(4)の書類は、初年度の申告の際にのみ添付し、2年度以降の申告の際には、添付不要となります。
25	軽減計算書に記載された軽減後の固定資産税額と実際に地方自治体に納税する固定資産税額に相違が生じる場合がある。この場合の納税額を教えてください。	■軽減計算書は標準税率（1.4%）を用いて算定しており、リース会社は地方自治体の課税決定に従い納税します。

【その他】

No.	質問	回答
26	固定資産税の特例措置と国税の投資減税（中小企業経営強化税制等）を併用することはできるのか。 また、補助金制度と併用することができるのか。 (2017年6月追加)	■固定資産税の特例措置と国税の投資減税制度は併用できません。 ■固定資産税の特例措置と補助金制度は併用できます。

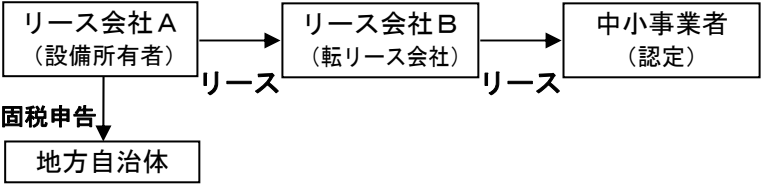
【2017年度税制改正等に伴う新規追加（2017年6月追加）】

No.	質問	回答
27	事務用の器具・備品、従業員の福利厚生施設等に用いられる器具・備品も特例措置の対象となるのか。	■対象設備が生産活動・販売活動・役務提供活動に直接用いられる場合に特例措置の対象となりますが、例えば本店や、事務用又は福利厚生施設のみで対象設備が使用される場合は特例措置の対象となりません。 ■また、対象設備が販売活動用と事務用が共用されている場合は、販売活動用として特例措置の対象となります。 ■なお、特例措置の対象となる設備は、認定を受けた「経営力向上計画」に記載された設備に限られます。
28	2017年度の税制改正によって拡充された器具及び備品等の固定資産税特例措置の対象地域・対象業種は変更されることがあるのか。	■特例措置の適用期間内（2019年3月31日までの取得設備）は変更されません。
29	2016年度に経営力向上計画の認定を受けた企業が、2017年度以降に器具	■特例措置の対象となる設備は、認定を受けた「経営力向上計画」に記載された設備に限られます。

	及び備品等を導入した場合、当該器具及び備品等についても特例措置の適用が受けられるのか。	<p>■「経営力向上計画」に、経営力向上に資する器具及び備品等の記載がない場合は、「経営力向上計画」の変更申請をして、当該器具及び備品等を追加してください。</p>
30	器具及び備品等は、特例措置の適用が受けられる地域・業種（7都府県）に限られているが、例えば、本社が特例措置の対象地域外（C県）にあり、特例措置の対象設備を対象地域内（A県）に設置する場合は、特例措置の適用を受けられることができるか。	<p>■対象地域・対象業種が限定されている設備は、設備の設置場所で特例措置の適用の可否を判断します。</p> <p>■ユーザーが確認した「確認シート」（参考資料4）を利用する等、特例措置の適用関係を確認してください。</p>
31	固定資産税特例措置の適用を受けた設備（器具及び備品等）の設置場所が変更された場合の取扱いを教えてください。 ①特例措置の適用地域（A県）から特例措置の適用地域である他県（B県）に設置場所を変更 ②特例措置の適用地域（A県）から特例措置の適用地域外である他県（C県）に設置場所を変更 ③特例措置の適用地域外（C県）から特例措置の適用地域（A県）に設置場所を変更	<p>■固定資産税の賦課期日である1月1日時点における設備の所在地で特例措置の適用の可否が判断されます。</p> <p>①特例措置の適用が受けられます。</p> <p>②1月1日時点で適用地域外に設置されている場合は、特例措置の適用はありません。</p> <p>③経営力向上計画に基づき特例対象外の地域で取得した設備について、特例対象内の地域に器具備品等が移転した場合には、取得時から特例の適用があったものとみなした場合の適用期間の残余年数に限り、特例を適用できます。（リースの場合は特例対象内地域に移転する際に軽減計算書を発行）</p> <p>■対象設備の設置場所の変更に伴い、「固定資産税軽減計算書」の記載内容（リース料総額等）に変更が生じる場合、経営力向上計画の変更申請は不要です。この場合は、「固定資産税軽減計算書」の記載内容をユーザー及びリース会社が訂正し、リース会社が訂正した「固定資産税軽減計算書」の写しを当協会宛に送付してください。</p>
32	2017年度税制改正で新たに対象設備となった設備についても、従来通り、「工業会証明書」が発行されるとの理解でよいか。	<p>■左記の認識のとおりです。</p>
33	一つのリース契約に器具及び備品等の複数物件が含まれている場合、どのように固定資産税の軽減額を算出すればよいか。	<p>■「固定資産税計算シート（複数物件用）」を用いて算出してください。</p>

【その他の新規追加（2017年6月追加）】

No.	質問	回答
34	固定資産税軽減計算書について、リース事業協会の確認印を得た後に、原本を紛失した場合、紛失したものと同一内容で固定資産税軽減計算書を再作成すれば、あらためて確認をしてもらえるのか。	<p>■固定資産税軽減計算書を再作成して、協会事務局にお送りください。内容が同一であるかを確認して、あらためて確認印を押印します。軽減計算書に記載されている確認番号をお知らせください。</p>

35	<p>転リースは固定資産税特例措置の対象となるか。</p>	<p>■以下のケースの場合、リース会社Bは、設備の所有者ではなく、固定資産税の申告・納付をしないため、固定資産税の特例措置を受けることができません。また、リース会社Aについても、リース会社Aのリース先は、リース会社Bであり、リース会社Bは中小企業等経営強化法の認定を受けていないことから、固定資産税の特例措置の適用はありません。</p>  <pre> graph LR A["リース会社 A (設備所有者)"] -- リース --> B["リース会社 B (転リース会社)"] B -- リース --> C["中小事業者 (認定)"] A -- 固税申告 --> D["地方自治体"] </pre>
35	<p>リース見積書の写し又はリース契約書の写しに物件金額の記載がない場合はどうすればよいか。</p>	<p>■固定資産税軽減計算書の記載内容が確認できないので、物件の取得価額が記載されている書類（サプライヤーの見積書等）を提出してください。</p>
36	<p>固定資産税軽減計算書の「導入設備の名称」は「〇〇設備」ではなく、設備の詳細な名称を記す必要はあるか。</p>	<p>■「〇〇設備」（耐用年数表の設備の種類名）の記載で問題ありません。</p>

①固定資産税計算シート

固定資産税計算シート
(2016年7月1日版)

① 物件取得価額	¥10,000,000	← 消費税等額を除いた金額を入力してください。
② 法定耐用年数	3年	← 法定耐用年数を入力してください。
③ リース期間	3年	← リース期間(年)を入力してください(最大20年まで)。
④ 税率	1.40%	※税率は標準税率を使用 (数値を変更しないでください)
⑤ 固定資産税額 (軽減前)	¥171,900	※自動計算 (数値等を入力しないでください)
⑥ 固定資産税額 (軽減後)	¥85,900	※自動計算 (数値等を入力しないでください)

(留意事項)

- ①物件取得価額は、メーカー(サプライヤー)の対象設備に係る見積金額(消費税等額除く)を入力してください。
- ②法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の年数を入力してください。
- ③リース期間は、最大20年まで入力できます。20年超となる場合、年単位未満の端数(例:4.5年)が生じる場合は、事務局までお問い合わせください。
- ④地方税法第350条に定める標準税率(1.4%)を使用します。地方自治体が標準税率を超える税率を採用している場合、地方自治体への納税額はこの計算シートで算出された固定資産税額と異なります。
- ⑤・⑥課税標準は、①～③に基づき減価残存率表により算出(1,000円未満切り捨て)、固定資産税額は100円未満を切り捨てて算出しています。

* 入力フォーム以外のシートの数値を変更しないでください。

②固定資産税計算シート（複数物件用）

合計金額等		固定資産税計算シート (複数物件用)				
		①	②	③	④	⑤
		① 物件取得価額	¥50,000,000			
		※自動計算 (数値等を入力しないでください)				
		③ リース期間	7年			
		④ 税率	1.40%			
		⑤ 固定資産税額 (軽減前)	¥1,295,100			
		⑥ 固定資産税額 (軽減後)	¥772,100			
		設備の種類	選択してください	選択してください	選択してください	選択してください
		細目				
		① 物件取得価額 <small>消費税等額を除いた金額を入力してください。</small>	¥10,000,000	¥10,000,000	¥10,000,000	¥10,000,000
		② 法定耐用年数 <small>法定耐用年数を入力してください。</small>	3年	4年	5年	4年
		③ リース期間 <small>リース期間(年)を入力してください (最大20年まで)。</small>	7年	7年	7年	7年
		④ 税率 <small>※標準税率を使用 (数値を変更しないでください)</small>	1.40%	1.40%	1.40%	1.40%
		⑤ 固定資産税額(軽減前) <small>※自動計算 (数値等を入力しないでください)</small>	¥203,100	¥249,500	¥296,500	¥249,500
		⑥ 固定資産税額(軽減後) <small>※自動計算 (数値等を入力しないでください)</small>	¥117,100	¥146,800	¥180,700	¥146,800
<p><small>(留意事項)</small></p> <p>①物件取得価額は、メーカー(サプライヤー)の対象設備に係る見積金額(消費税等額除く)を入力してください。</p> <p>②法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の年数を入力してください。</p> <p>③リース期間は、最大20年まで入力できます。20年超となる場合、年単位未満の端数(例:4.5年)が生じる場合は、事務局までお問い合わせください。</p> <p>④地方税法第350条に定める標準税率(1.4%)を使用します。地方自治体が標準税率を超える税率を採用している場合、地方自治体への納税額はこの計算シートで算出された固定資産税額と異なります。</p> <p>⑤・⑥課税標準は、①～③に基づき減価残存率表により算出(1,000円未満切り捨て)、固定資産税額は100円未満を切り捨てて算出しています。</p>						
<p>* 入力フォーム以外のシートの数値を変更しないでください。</p>						

固定資産税特例措置の対象地域・対象業種確認シート

年 月 日

◆導入設備、物件設置場所について、以下の項目を確認して、あてはまる項目に ✓ をしてください。

導入設備名	<input type="checkbox"/> 器具及び備品、測定工具及び検査工具 建物附属設備	<input type="checkbox"/> 機械装置 ※以下の確認は不要です。
上記に✓した場合は、物件設置場所を確認してください。		

導入設備の詳細な要件はメーカーの証明書等で確認してください。

物件設置場所	<input type="checkbox"/> 東京都 <input type="checkbox"/> 大阪府 <input type="checkbox"/> 京都府 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 神奈川県 <input type="checkbox"/> 埼玉県 <input type="checkbox"/> 千葉県	<input type="checkbox"/> 左記の7都府県以外（40道県） ※以下の確認は不要です。
7都府県に✓した場合は、対象業種を確認してください。		

対象業種：参考資料「7都府県の対象業種」を参照して、貴社の営む業種に「○（対象）」が付されている場合は、下表の「業種欄」に「○」をつけてください。

業種	業種	業種
01 農業	33 電気業	65 金融商品取引業、商品先物取引業
02 林業	34 ガス業	66 補助的金融業等
03 漁業（水産養殖業除く）	35 熱供給業	67 保険業（媒介代理業、サービス業を含む）
04 水産養殖業	36 水道業	68 不動産取引業
05 鉱業・採石業・砂利採取業	37 通信業	69 不動産賃貸業・管理業
06 総合工事業	38 放送業	70 物品賃貸業
07 職別工事業（設備工事業を除く）	39 情報サービス業	71 学術・開発研究機構
08 設備工事業	40 インターネット附随サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
09 食料品製造業	41 映像・音声・文字情報制作業	73 広告業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	42 鉄道業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
11 繊維工業	43 道路旅客運送業	75 宿泊業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	44 道路貨物運送業	76 飲食業
13 家具・装備品製造業	45 水運業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	46 航空運輸業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
15 印刷・関連連企業	47 倉庫業	79 その他の生活関連サービス業
16 化学工業	48 運輸に附帯するサービス業	80 娯楽業
17 石油製品・石炭製品製造業	49 郵便業（信書便事業を含む）	81 学校教育
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	50 各種商品卸売業	82 その他の教育、学習支援業
19 ゴム製品製造業	51 繊維・衣服等卸売業	83 医療業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	52 飲食料品卸売業	84 保健衛生
21 窯業・土石製品製造業	53 建築・鉱物・金属材料等卸売業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
22 鉄鋼業	54 機械器具卸売業	86 郵便局
23 非鉄金属製造業	55 その他の卸売業	87 協同組合（他に分類されないもの）
24 金属製品製造業	56 各種商品小売業	88 廃棄物処理業
25 はん用機械器具製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	89 自動車整備業
26 生産用機械器具製造業	58 飲食料品小売業	90 機械等修理業（別掲を除く）
27 業務用機械器具製造業	59 機械器具小売業	91 職業紹介・労働者派遣業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	60 その他の小売業	92 その他の事業サービス業
29 電気機械器具製造業	61 無店舗小売業	93 政治・経済・文化団体
30 情報通信機械器具製造業	62 銀行業	94 宗教
31 輸送用機械器具製造業	63 協同組織金融業	95 その他のサービス業
32 その他の製造業	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	

以上のとおり、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の対象地域・対象業種を確認しました。

設備利用者名（法人名）

東京都における業種リスト

中分類	○：対象 ×：非対象	中分類	○：対象 ×：非対象
01 農業	○	49 郵便業(信書便事業を含む)	○
02 林業	○	50 各種商品卸売業	×
03 漁業(水産養殖業を除く)	×	51 繊維・衣服等卸売業	×
04 水産養殖業	○	52 飲食料品卸売業	×
05 鉱業、採石業、砂利採取業	×	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	×
06 総合工事業	×	54 機械器具卸売業	×
07 職別工事業(設備工事業を除く)	○	55 その他の卸売業	×
08 設備工事業	×	56 各種商品小売業	○
09 食料品製造業	×	57 織物・衣服・身の回り品小売業	○
10 飲料・たばこ・飼料製造業	×	58 飲食料品小売業	○
11 繊維工業	×	59 機械器具小売業	×
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	×	60 その他の小売業	○
13 家具・装備品製造業	×	61 無店舗小売業	×
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	×	62 銀行業	×
15 印刷・同関連業	×	63 協同組織金融業	×
16 化学工業	×	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	×
17 石油製品・石炭製品製造業	×	65 金融商品取引業、商品先物取引業	×
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	×	66 補助的金融業等	×
19 ゴム製品製造業	×	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	×
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	○	68 不動産取引業	×
21 窯業・土石製品製造業	×	69 不動産賃貸業・管理業	×
22 鉄鋼業	×	70 物品賃貸業	×
23 非鉄金属製造業	×	71 学術・開発研究機関	×
24 金属製品製造業	×	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	×
25 はん用機械器具製造業	×	73 広告業	×
26 生産用機械器具製造業	×	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	×
27 業務用機械器具製造業	×	75 宿泊業	○
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	76 飲食店	○
29 電気機械器具製造業	×	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	○
30 情報通信機械器具製造業	×	78 洗濯・理容・美容・浴場業	○
31 輸送用機械器具製造業	×	79 その他の生活関連サービス業	×
32 その他の製造業	×	80 娯楽業	○
33 電気業	×	81 学校教育	×
34 ガス業	×	82 その他の教育、学習支援業	○
35 熱供給業	×	83 医療業	×
36 水道業	×	84 保健衛生	○
37 通信業	×	85 社会保険・社会福祉・介護事業	×
38 放送業	×	86 郵便局	○
39 情報サービス業	×	87 協同組合(他に分類されないもの)	×
40 インターネット随伴サービス業	×	88 廃棄物処理業	×
41 映像・音声・文字情報制作業	×	89 自動車整備業	○
42 鉄道業	×	90 機械等修理業(別掲を除く)	×
43 道路旅客運送業	○	91 職業紹介・労働者派遣業	○
44 道路貨物運送業	○	92 その他の事業サービス業	○
45 水運業	×	93 政治・経済・文化団体	×
46 航空運輸業	×	94 宗教	○
47 倉庫業	○	95 その他のサービス業	×
48 運輸に附帯するサービス業	×		

大阪府における業種リスト

中分類	○：対象 ×：非対象	中分類	○：対象 ×：非対象
01 農業	○	49 郵便業(信書便事業を含む)	○
02 林業	×	50 各種商品卸売業	×
03 漁業(水産養殖業を除く)	○	51 繊維・衣服等卸売業	×
04 水産養殖業	○	52 飲食料品卸売業	×
05 鉱業, 採石業, 砂利採取業	×	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	×
06 総合工事業	×	54 機械器具卸売業	×
07 職別工事業(設備工事業を除く)	○	55 その他の卸売業	×
08 設備工事業	×	56 各種商品小売業	×
09 食料品製造業	×	57 織物・衣服・身の回り品小売業	○
10 飲料・たばこ・飼料製造業	×	58 飲食料品小売業	○
11 繊維工業	○	59 機械器具小売業	○
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	×	60 その他の小売業	○
13 家具・装備品製造業	○	61 無店舗小売業	×
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	×	62 銀行業	×
15 印刷・同関連業	○	63 協同組織金融業	×
16 化学工業	×	64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用 機関	×
17 石油製品・石炭製品製造業	×	65 金融商品取引業, 商品先物取引業	×
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	×	66 補助的金融業等	×
19 ゴム製品製造業	×	67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業 を含む)	×
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	○	68 不動産取引業	×
21 窯業・土石製品製造業	×	69 不動産賃貸業・管理業	×
22 鉄鋼業	×	70 物品賃貸業	×
23 非鉄金属製造業	×	71 学術・開発研究機関	×
24 金属製品製造業	×	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	×
25 はん用機械器具製造業	×	73 広告業	×
26 生産用機械器具製造業	×	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	○
27 業務用機械器具製造業	×	75 宿泊業	○
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	×	76 飲食店	○
29 電気機械器具製造業	○	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	○
30 情報通信機械器具製造業	×	78 洗濯・理容・美容・浴場業	○
31 輸送用機械器具製造業	×	79 その他の生活関連サービス業	○
32 その他の製造業	×	80 娯楽業	○
33 電気業	○	81 学校教育	×
34 ガス業	×	82 その他の教育, 学習支援業	○
35 熱供給業	×	83 医療業	○
36 水道業	○	84 保健衛生	○
37 通信業	×	85 社会保険・社会福祉・介護事業	○
38 放送業	×	86 郵便局	○
39 情報サービス業	×	87 協同組合(他に分類されないもの)	○
40 インターネット附随サービス業	○	88 廃棄物処理業	×
41 映像・音声・文字情報制作業	×	89 自動車整備業	○
42 鉄道業	○	90 機械等修理業(別掲を除く)	×
43 道路旅客運送業	○	91 職業紹介・労働者派遣業	○
44 道路貨物運送業	○	92 その他の事業サービス業	○
45 水運業	×	93 政治・経済・文化団体	○
46 航空運輸業	×	94 宗教	○
47 倉庫業	○	95 その他のサービス業	○
48 運輸に附随するサービス業	×		

京都府における業種リスト

中分類	○：対象 ×：非対象	中分類	○：対象 ×：非対象
01 農業	○	49 郵便業(信書便事業を含む)	○
02 林業	○	50 各種商品卸売業	○
03 漁業(水産養殖業を除く)	○	51 繊維・衣服等卸売業	○
04 水産養殖業	○	52 飲食料品卸売業	×
05 鉱業、採石業、砂利採取業	○	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	×
06 総合工事業	○	54 機械器具卸売業	×
07 職別工事業(設備工事業を除く)	○	55 その他の卸売業	○
08 設備工事業	○	56 各種商品小売業	○
09 食料品製造業	○	57 織物・衣服・身の回り品小売業	○
10 飲料・たばこ・飼料製造業	×	58 飲食料品小売業	○
11 繊維工業	○	59 機械器具小売業	○
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	○	60 その他の小売業	○
13 家具・装備品製造業	○	61 無店舗小売業	×
14 ハルブ・紙・紙加工品製造業	○	62 銀行業	○
15 印刷・同関連業	×	63 協同組織金融業	○
16 化学工業	×	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	×
17 石油製品・石炭製品製造業	×	65 金融商品取引業、商品先物取引業	×
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○	66 補助的金融業等	×
19 ゴム製品製造業	×	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	○
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	○	68 不動産取引業	×
21 窯業・土石製品製造業	○	69 不動産賃貸業・管理業	○
22 鉄鋼業	×	70 物品賃貸業	×
23 非鉄金属製造業	×	71 学術・開発研究機関	○
24 金属製品製造業	×	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	×
25 はん用機械器具製造業	×	73 広告業	○
26 生産用機械器具製造業	×	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	○
27 業務用機械器具製造業	×	75 宿泊業	○
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	×	76 飲食店	○
29 電気機械器具製造業	×	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	○
30 情報通信機械器具製造業	×	78 洗濯・理容・美容・浴場業	○
31 輸送用機械器具製造業	×	79 その他の生活関連サービス業	×
32 その他の製造業	○	80 娯楽業	○
33 電気業	○	81 学校教育	×
34 ガス業	○	82 その他の教育、学習支援業	○
35 熱供給業	○	83 医療業	○
36 水道業	○	84 保健衛生	○
37 通信業	○	85 社会保険・社会福祉・介護事業	○
38 放送業	○	86 郵便局	○
39 情報サービス業	×	87 協同組合(他に分類されないもの)	○
40 インターネット附随サービス業	○	88 廃棄物処理業	×
41 映像・音声・文字情報制作業	×	89 自動車整備業	○
42 鉄道業	○	90 機械等修理業(別掲を除く)	○
43 道路旅客運送業	○	91 職業紹介・労働者派遣業	○
44 道路貨物運送業	○	92 その他の事業サービス業	○
45 水運業	○	93 政治・経済・文化団体	○
46 航空運輸業	○	94 宗教	○
47 倉庫業	○	95 その他のサービス業	○
48 運輸に附帯するサービス業	○		

愛知県における業種リスト

中分類	○：対象 ×：非対象	中分類	○：対象 ×：非対象
01 農業	○	49 郵便業(信書便事業を含む)	○
02 林業	○	50 各種商品卸売業	×
03 漁業(水産養殖業を除く)	○	51 繊維・衣服等卸売業	×
04 水産養殖業	○	52 飲食料品卸売業	○
05 鉱業、採石業、砂利採取業	×	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	×
06 総合工事業	○	54 機械器具卸売業	×
07 職別工事業(設備工事業を除く)	○	55 その他の卸売業	×
08 設備工事業	×	56 各種商品小売業	○
09 食料品製造業	○	57 織物・衣服・身の回り品小売業	○
10 飲料・たばこ・飼料製造業	×	58 飲食料品小売業	○
11 繊維工業	○	59 機械器具小売業	○
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	×	60 その他の小売業	○
13 家具・装備品製造業	○	61 無店舗小売業	○
14 ハルブ・紙・紙加工品製造業	○	62 銀行業	×
15 印刷・同関連業	×	63 協同組織金融業	×
16 化学工業	×	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	×
17 石油製品・石炭製品製造業	×	65 金融商品取引業、商品先物取引業	×
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	×	66 補助的金融業等	×
19 ゴム製品製造業	×	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	×
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	○	68 不動産取引業	×
21 窯業・土石製品製造業	×	69 不動産賃貸業・管理業	×
22 鉄鋼業	×	70 物品賃貸業	○
23 非鉄金属製造業	×	71 学術・開発研究機関	×
24 金属製品製造業	×	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	×
25 はん用機械器具製造業	×	73 広告業	×
26 生産用機械器具製造業	×	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	×
27 業務用機械器具製造業	×	75 宿泊業	○
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	×	76 飲食店	○
29 電気機械器具製造業	○	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	○
30 情報通信機械器具製造業	×	78 洗濯・理容・美容・浴場業	○
31 輸送用機械器具製造業	○	79 その他の生活関連サービス業	○
32 その他の製造業	○	80 娯楽業	○
33 電気業	×	81 学校教育	○
34 ガス業	×	82 その他の教育、学習支援業	○
35 熱供給業	×	83 医療業	○
36 水道業	○	84 保健衛生	○
37 通信業	×	85 社会保険・社会福祉・介護事業	○
38 放送業	×	86 郵便局	○
39 情報サービス業	×	87 協同組合(他に分類されないもの)	×
40 インターネット附随サービス業	×	88 廃棄物処理業	×
41 映像・音声・文字情報制作業	×	89 自動車整備業	○
42 鉄道業	×	90 機械等修理業(別掲を除く)	○
43 道路旅客運送業	○	91 職業紹介・労働者派遣業	○
44 道路貨物運送業	○	92 その他の事業サービス業	○
45 水運業	○	93 政治・経済・文化団体	○
46 航空運輸業	○	94 宗教	○
47 倉庫業	○	95 その他のサービス業	○
48 運輸に附帯するサービス業	×		

神奈川県における業種リスト

中分類	○：対象 ×：非対象	中分類	○：対象 ×：非対象
01 農業	○	49 郵便業(信書便事業を含む)	○
02 林業	○	50 各種商品卸売業	×
03 漁業(水産養殖業を除く)	○	51 繊維・衣服等卸売業	○
04 水産養殖業	○	52 飲食料品卸売業	×
05 鉱業、採石業、砂利採取業	×	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	×
06 総合工事業	○	54 機械器具卸売業	×
07 職別工事業(設備工事業を除く)	○	55 その他の卸売業	○
08 設備工事業	×	56 各種商品小売業	○
09 食料品製造業	○	57 織物・衣服・身の回り品小売業	○
10 飲料・たばこ・飼料製造業	○	58 飲食料品小売業	○
11 繊維工業	○	59 機械器具小売業	○
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	○	60 その他の小売業	○
13 家具・装備品製造業	×	61 無店舗小売業	×
14 ハルブ・紙・紙加工品製造業	○	62 銀行業	○
15 印刷・同関連業	○	63 協同組織金融業	×
16 化学工業	×	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	×
17 石油製品・石炭製品製造業	×	65 金融商品取引業、商品先物取引業	○
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	×	66 補助的金融業等	×
19 ゴム製品製造業	○	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	×
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	○	68 不動産取引業	×
21 窯業・土石製品製造業	×	69 不動産賃貸業・管理業	×
22 鉄鋼業	×	70 物品賃貸業	○
23 非鉄金属製造業	×	71 学術・開発研究機関	×
24 金属製品製造業	×	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	×
25 はん用機械器具製造業	×	73 広告業	○
26 生産用機械器具製造業	×	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	×
27 業務用機械器具製造業	×	75 宿泊業	○
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	×	76 飲食店	○
29 電気機械器具製造業	×	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	○
30 情報通信機械器具製造業	×	78 洗濯・理容・美容・浴場業	○
31 輸送用機械器具製造業	×	79 その他の生活関連サービス業	○
32 その他の製造業	×	80 娯楽業	×
33 電気業	×	81 学校教育	×
34 ガス業	×	82 その他の教育、学習支援業	○
35 熱供給業	×	83 医療業	○
36 水道業	○	84 保健衛生	×
37 通信業	○	85 社会保険・社会福祉・介護事業	○
38 放送業	×	86 郵便局	×
39 情報サービス業	×	87 協同組合(他に分類されないもの)	×
40 インターネット附随サービス業	○	88 廃棄物処理業	○
41 映像・音声・文字情報制作業	○	89 自動車整備業	○
42 鉄道業	×	90 機械等修理業(別掲を除く)	×
43 道路旅客運送業	○	91 職業紹介・労働者派遣業	○
44 道路貨物運送業	○	92 その他の事業サービス業	○
45 水運業	×	93 政治・経済・文化団体	○
46 航空運輸業	○	94 宗教	○
47 倉庫業	×	95 その他のサービス業	○
48 運輸に附帯するサービス業	×		

埼玉県における業種リスト

中分類	○：対象 ×：非対象	中分類	○：対象 ×：非対象
01 農業	○	49 郵便業(信書便事業を含む)	○
02 林業	○	50 各種商品卸売業	○
03 漁業(水産養殖業を除く)	○	51 繊維・衣服等卸売業	○
04 水産養殖業	○	52 飲食品卸売業	×
05 鉱業、採石業、砂利採取業	×	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	×
06 総合工事業	○	54 機械器具卸売業	×
07 職別工事業(設備工事業を除く)	○	55 その他の卸売業	×
08 設備工事業	○	56 各種商品小売業	○
09 食料品製造業	○	57 織物・衣服・身の回り品小売業	○
10 飲料・たばこ・飼料製造業	○	58 飲食品小売業	○
11 繊維工業	○	59 機械器具小売業	○
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	○	60 その他の小売業	○
13 家具・装備品製造業	○	61 無店舗小売業	×
14 ハルブ・紙・紙加工品製造業	×	62 銀行業	○
15 印刷・同関連業	○	63 協同組織金融業	×
16 化学工業	×	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	×
17 石油製品・石炭製品製造業	×	65 金融商品取引業、商品先物取引業	○
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○	66 補助的金融業等	×
19 ゴム製品製造業	○	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	×
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	○	68 不動産取引業	×
21 窯業・土石製品製造業	×	69 不動産賃貸業・管理業	○
22 鉄鋼業	×	70 物品賃貸業	×
23 非鉄金属製造業	×	71 学術・開発研究機関	×
24 金属製品製造業	○	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	○
25 はん用機械器具製造業	×	73 広告業	×
26 生産用機械器具製造業	×	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	○
27 業務用機械器具製造業	×	75 宿泊業	○
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	76 飲食店	○
29 電気機械器具製造業	○	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	○
30 情報通信機械器具製造業	×	78 洗濯・理容・美容・浴場業	○
31 輸送用機械器具製造業	×	79 その他の生活関連サービス業	○
32 その他の製造業	○	80 娯楽業	○
33 電気業	○	81 学校教育	×
34 ガス業	×	82 その他の教育、学習支援業	○
35 熱供給業	○	83 医療業	○
36 水道業	○	84 保健衛生	○
37 通信業	×	85 社会保険・社会福祉・介護事業	○
38 放送業	×	86 郵便局	×
39 情報サービス業	×	87 協同組合(他に分類されないもの)	×
40 インターネット附随サービス業	○	88 廃棄物処理業	○
41 映像・音声・文字情報制作業	○	89 自動車整備業	○
42 鉄道業	×	90 機械等修理業(別掲を除く)	×
43 道路旅客運送業	○	91 職業紹介・労働者派遣業	○
44 道路貨物運送業	○	92 その他の事業サービス業	○
45 水運業	○	93 政治・経済・文化団体	○
46 航空運輸業	○	94 宗教	○
47 倉庫業	○	95 その他のサービス業	○
48 運輸に附帯するサービス業	○		

千葉県における業種リスト

中分類	○：対象 ×：非対象	中分類	○：対象 ×：非対象
01 農業	○	49 郵便業(信書便事業を含む)	○
02 林業	×	50 各種商品卸売業	×
03 漁業(水産養殖業を除く)	○	51 繊維・衣服等卸売業	×
04 水産養殖業	○	52 飲食料品卸売業	○
05 鉱業、採石業、砂利採取業	○	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	×
06 総合工事業	○	54 機械器具卸売業	×
07 職別工事業(設備工事業を除く)	○	55 その他の卸売業	○
08 設備工事業	○	56 各種商品小売業	○
09 食料品製造業	○	57 織物・衣服・身の回り品小売業	○
10 飲料・たばこ・飼料製造業	×	58 飲食料品小売業	○
11 繊維工業	○	59 機械器具小売業	○
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	○	60 その他の小売業	○
13 家具・装備品製造業	○	61 無店舗小売業	○
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	○	62 銀行業	×
15 印刷・同関連業	○	63 協同組織金融業	×
16 化学工業	×	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	×
17 石油製品・石炭製品製造業	×	65 金融商品取引業、商品先物取引業	○
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	×	66 補助的金融業等	×
19 ゴム製品製造業	○	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	×
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	○	68 不動産取引業	×
21 窯業・土石製品製造業	×	69 不動産賃貸業・管理業	×
22 鉄鋼業	×	70 物品賃貸業	×
23 非鉄金属製造業	×	71 学術・開発研究機関	○
24 金属製品製造業	○	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	×
25 はん用機械器具製造業	×	73 広告業	○
26 生産用機械器具製造業	×	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	×
27 業務用機械器具製造業	×	75 宿泊業	○
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	76 飲食店	○
29 電気機械器具製造業	○	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	○
30 情報通信機械器具製造業	×	78 洗濯・理容・美容・浴場業	○
31 輸送用機械器具製造業	×	79 その他の生活関連サービス業	○
32 その他の製造業	○	80 娯楽業	×
33 電気業	×	81 学校教育	×
34 ガス業	○	82 その他の教育、学習支援業	○
35 熱供給業	○	83 医療業	○
36 水道業	○	84 保健衛生	○
37 通信業	○	85 社会保険・社会福祉・介護事業	○
38 放送業	×	86 郵便局	○
39 情報サービス業	×	87 協同組合(他に分類されないもの)	○
40 インターネット附随サービス業	×	88 廃棄物処理業	○
41 映像・音声・文字情報制作業	○	89 自動車整備業	○
42 鉄道業	×	90 機械等修理業(別掲を除く)	○
43 道路旅客運送業	○	91 職業紹介・労働者派遣業	○
44 道路貨物運送業	○	92 その他の事業サービス業	○
45 水運業	×	93 政治・経済・文化団体	○
46 航空運輸業	○	94 宗教	○
47 倉庫業	×	95 その他のサービス業	○
48 運輸に附帯するサービス業	×		